

岐阜県 張出歩道長寿命化修繕計画



令和7年8月

岐阜県県土整備部 道路維持課

目 次

1. 張出歩道の管理状況	1
1.1 張出歩道の施設数	1
1.2 張出歩道の建設年代	1
1.3 現状の課題	1
2. 維持管理の基本的な考え方	1
2.1 目的	1
2.2 点検方法・点検頻度	1
2.3 費用の縮減	2
3. 計画期間	2
3.1 計画期間	2
3.2 計画期間内の点検費用の見通し	2
4. 対策の優先順位	2
5. 張出歩道の状態	2
5.1 点検結果	2
5.2 劣化の状況	3
6. 対策内容と実施時期	4

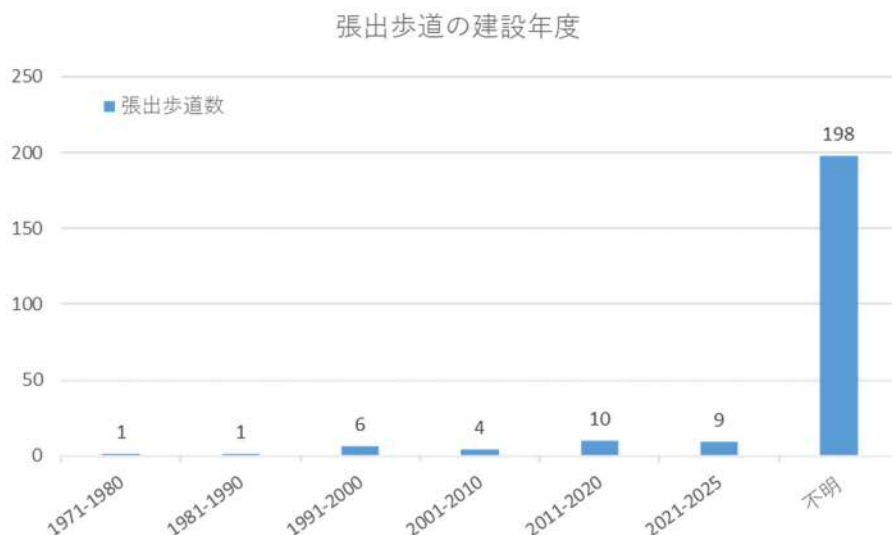
1. 張出歩道の管理状況

1.1 張出歩道の施設数

岐阜県では、2025 年 3 月 31 日現在、229 箇所 of 張出歩道を管理しています。

1.2 張出歩道の建設年代

ほとんどの張出歩道について、建設年代が不明とされています。



1.3 現状の課題

現在でも既に損傷が進行している張出歩道が見られるため、今後、早期に対策を行わない場合、修繕費が膨らむことや、修繕時期が集中することが予想されることから、中長期的な維持管理に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図ることが重要となっています。

2. 維持管理の基本的な考え方

2.1 目的

通行の安全性を確保し事故や災害のリスクを低減させ、あわせて中長期的な維持管理コストを抑制し戦略的かつ予防保全的な維持管理を推進するため、張出歩道の修繕計画を策定します。

修繕計画に基づき適切な対策を行うことにより、通行者の安全性を確保するとともに、ライフサイクルコストの最適化を目指します。

2.2 点検方法・点検頻度

日常の道路パトロールによる車上目視に加え、「岐阜県張出歩道点検マニュアル」に基づき 5 年に 1 回の頻度で定期点検を行い、各部材の劣化や損傷状況等を早期にまた経時的に把握していきます。点検においては、箇所毎に「健全性の診断区分」について評価を行います。

点検項目	対象・目的	頻度	点検方法	点検体制
日常パトロール	張出歩道の異常や損傷を早期に発見し、機能維持を図る	通常道路パトロールによる頻度	車上目視	道路パトロール等
定期点検	沿道や第三者への被害の防止を図る	1回/5年	近接目視 打音検査	専門技術者

表-1 張出歩道の点検頻度

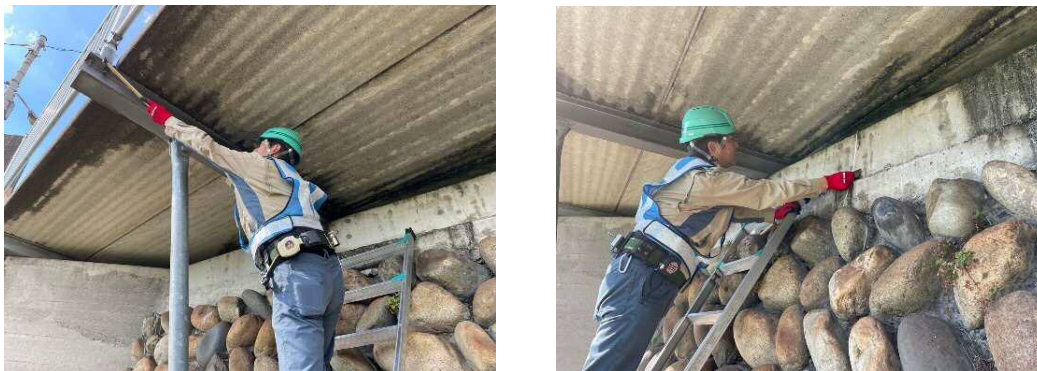


写真-1 点検状況

2.3 費用の縮減

施設の損傷状況や第三者被害の可能性を考慮した優先度に基づき、予防保全的な対策を行うことでコスト縮減並びに対策に必要な予算の平準化を図ります。

3. 計画期間

3.1 計画期間

当該個別施設計画の計画期間は、約 15 年とします。

3.2 計画期間内の点検費用の見通し

定期点検費で約 4 百万円必要となります。

4. 対策の優先順位

対策は、第三者被害の可能性、損傷状況、通行量、通学路の有無等を考慮し優先順位を決定します。

5. 張出歩道の状態

5.1 点検結果

令和 6 年度に点検した張出歩道 15 箇所の診断結果は以下のとおりです。

	I	II	III	IV	計
令和 6 年度	0	15	2	0	15
計	0	51	0	0	15

表-2 年度別点検結果

<判定区分について>

判定区分Ⅰ（健全）・・・・・・・・・・ 構造物の機能に支障が生じていない状態

判定区分Ⅱ（予防保全段階）・・・・・・・・ 構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態

判定区分Ⅲ（早期措置段階）・・・・・・・・ 構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態

判定区分Ⅳ（緊急措置段階）・・・・・・・・ 構造物の機能に支障が生じている又は生じる可能性が著しく高く緊急に措置を講ずべき状態

5.2 劣化の状況

張出歩道の劣化は、主に擁壁・床版・支柱のひび割れおよび腐食、遊離石灰、間詰部の欠損がみられました。その他、一部の張出歩道では路上の段差が見られました。

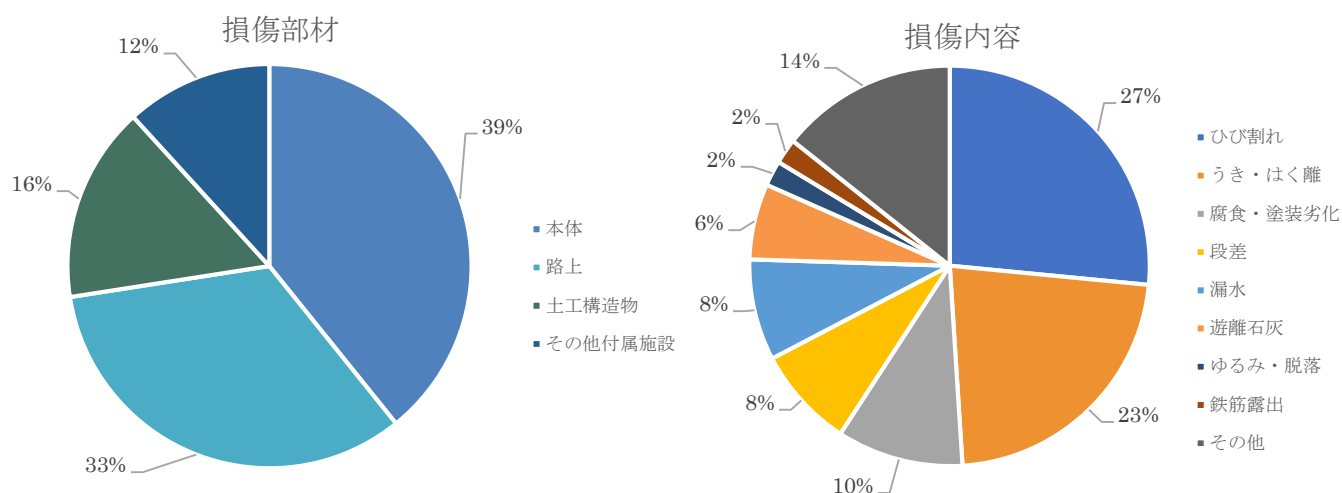


表-3 損傷部材およびその内容

・ ひび割れ（コンクリート支柱）



・ 腐食（鋼管支柱）



・ ひび割れ・遊離石灰（床版）



・ 間詰め部の欠損（床版）



写真-2 損傷状況

6. 対策内容と実施時期

点検時に、第三者被害の可能性がある危険個所が確認された場合は、その場で除去するなどの応急措置を実施し、可能な限り原因除去に努めるとともに、その場での対応が困難なのは別途、対策を実施します。判定Ⅲ（早期措置段階）とされた施設については、早期に修繕を行い健全性の回復に努めます。